

アジア学術セミナー実施要項

平成17年4月1日
理事長 裁定

(目的)

第1条 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、広くアジア諸国（我が国を含む。）の若手研究者を対象に最新の学術研究動向に関する短期集中型の研修の機会を提供し、もってアジア諸国の研究水準の向上及び研究者の養成に資することを目的として、アジア学術セミナー（以下「セミナー」という。）を実施する。

(セミナーの共催等)

第2条 セミナーは、振興会と大学等学術研究機関との共催で開催されるものとし、開催地は我が国又は他のアジア諸国とする。

(組織委員会)

第3条 セミナーの具体的な企画及び立案は、セミナーを共催する機関（以下「共催機関」という。）の当該専門分野の研究者等によって構成される組織委員会によって行われるものとする。

(セミナーの構成)

第4条 セミナーは、当該専門分野の指導的な研究者（講師）による講義、討論、実習及びスタディ・ビジット等によって構成されるものとする。

(受講者及び期間)

第5条 セミナーの受講者は、アジア諸国の当該専門分野の若手研究者40名程度とし、セミナーの開催期間は1週間から2週間程度とする。

(決定方法)

第6条 セミナーの実施の決定は、役員会の議を経て行うものとする。

(経費の負担)

第7条 セミナーの実施のために振興会が負担する経費は次のとおりとする。

- 一 国内開催の場合

- ア 海外からの講師及び受講者に対する旅費
 - イ 日本国内の講師及び受講者に対する旅費
 - ウ 講師への謝金
 - エ 会議開催準備費、セミナー開催費、通信費、印刷費、諸雑費
- 二 国外開催の場合
- ア 相手国以外からの講師及び受講者に対する旅費
 - イ 日本からの講師及び受講者に対する旅費
 - ウ 講師への謝金
 - エ 会議開催準備費、通信費、印刷費、諸雑費

(実施方法)

第8条 振興会は、セミナーの実施に必要な業務の一部を、共催機関に委託することができる。

2 業務委託に関する事項は、別に定める。

(報告書の提出)

第9条 共催機関は、別に定める期間内に所定の様式に従って実施報告書を作成し、振興会に提出するものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、セミナーの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。